

第7期 高砂市障害福祉計画

兼

第3期 障害児福祉計画



令和6年3月

高砂市

「障がい」「障害」の表記について

一般的に漢字の「害」の字には否定的な意味があるため、「障害」という表記に差別感や不快感を感じる方がいらっしゃいます。このため本市では、以下の方針で「障がい」「障害」の表記を使い分けており、本計画でもこの方針に従います。

「原則として、文脈から人の状態を表す場合に「障害」に代わり「障がい」の表記を用いることとします。ただし、人の状態を表現していない場合（障害物、電波障害など）または、法令や条例等に基づく場合（法令名、制度名、施設名など）もしくは固有名詞（事業名、団体名、医療用語、専門用語など）については、その語句のとおりとします」。

はじめに

本市では、障害福祉サービスの提供に関し、必要なサービス量の見込みやその確保の方策などを定めた計画として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、これまで6期にわたって高砂市障害福祉計画を、また、「児童福祉法」に基づく障害児福祉計画を2期にわたって策定してまいりました。



一方、国においては、令和3年に「障害者差別解消法」の改正、令和4年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定されました。また、令和5年3月には、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とした障害者基本計画（第5次）が策定されています。

このたび取りまとめた「第7期高砂市障害福祉計画兼第3期障害児福祉計画（令和6～11年度）」は、上位計画である「高砂市障害者計画（令和3～11年度）」の実施計画として、「共生のまちづくりの推進」「意思決定の尊重と自立・社会参加の支援」「地域生活の基盤の整備」を基本理念に定め、障がいのある方が地域の一員として活躍できる地域共生社会の実現に向けて策定しました。

今後は、この計画に沿って福祉施策を展開し、必要な障害福祉サービスや支援体制の整備に取り組んで参りますので、市民の皆様、各種事業者、関係団体の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました高砂市障害福祉計画兼障害児福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきましたすべての皆様に心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

高砂市長 都倉達殊

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の基本的な考え方	6
第2章 障がいのある人たちの現状	8
1. 人口及び障がいのある人の状況.....	8
2. 市内事業所の状況.....	14
3. 団体・事業所アンケート調査結果の概要.....	15
4. 前計画の実績.....	18
第3章 第7期障害福祉計画	31
1. 施設入所者の地域生活への移行等	31
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	37
3. 地域生活支援の充実	38
4. 福祉施設から一般就労への移行等	39
5. 発達障がい者等に対する支援.....	42
6. 相談支援体制の充実・強化等	43
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	44
8. 地域生活支援事業の見込量.....	45
第4章 第3期障害児福祉計画	55
1. 障がい児支援の提供体制の整備等	55
第5章 計画の推進方策と体制	58
1. 計画の推進方法.....	58
2. 計画の進捗管理と評価	59
3. SDGsの視点を踏まえた計画の推進.....	59
資料編	61
1. 高砂市障害福祉計画兼障害児福祉計画策定委員会設置要綱	61
2. 高砂市障害福祉計画兼障害児福祉計画策定委員会 委員名簿	63
3. 高砂市障害福祉計画兼障害児福祉計画策定委員会 開催状況	64

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景と趣旨

高砂市（以下、「本市」という。）では、令和3年3月に「高砂市障害者計画」及び「第6期高砂市障害福祉計画兼第2期障害児福祉計画」を策定し、「みとめあい ささえあい 活躍できるまち」を基本理念に、障がい者施策を進めるとともに、必要とされる障害福祉サービスの充実を図ってきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行により障がいのある人及びその家族の生活やサービス利用に制約や制限が生じたほか、交流機会の喪失等、様々な影響がみられた一方で、オンラインを活用したリモート支援や相談サービスの提供の拡充、テレワークやテレヘルス（遠隔医療）を通じた支援の提供といった生活様式の変化もみられました。

一方、国連においては、令和4年に「障害者権利条約」の国内実施状況に関する日本の国家報告の審査が行われ、その審査を経てまとめられた総括所見では、19条「自立した生活および地域生活への包容」と24条「教育」等において改善勧告が出されています。

国では、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行（令和3年6月に一部改正法が公布）され、「障害者の雇用の促進等に関する法律」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が一部改正されるなどの法整備が進められており、「障害者基本法」に基づく「障害者基本計画（第5次）」が令和5年度から5年間の計画として示されています。また、令和3年9月に「医療的ケア児支援法の施行」が施行され、令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、障がいのある人を取り巻く環境及び施策は大きく変化しています。

兵庫県では、「第2期ひょうご障害者福祉計画」が令和4年3月に策定されており、障がいの有無や年齢・性別等に関わらず、誰もが安心して暮らすことができるユニバーサル社会の実現に向けて、県民、関係機関、支援団体及び行政等が取り組むべき総合指針として、多様な取組を推進しています。

こうした状況を踏まえ、国の制度改正の方向や障がいのある人及びその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いを尊重し合いながら共生するまちづくりを目指すとともに、障がい者福祉施策を総合的に推進するため、「第7期障害福祉計画兼第3期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

(2) 障害福祉施策に係る主な関連法令の動向

年	主な動き
平成 28 年 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取組 等 ○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の施行（一部を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 ○「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 ○「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者基本計画（第4次）」策定 ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（一部平成 28 年 6 月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 ○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保等
令和元年 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ○「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行
令和 2 年 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の施行（一部令和元年 6 月、9 月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の短時間雇用に対する特例給付金の支給、障害者雇用に対する優良事業者の認定制度の創設 等
令和 3 年 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者差別解消法」の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に） ○「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児が居住地域に関わらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和 4 年 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進 等
令和 5 年 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者基本計画（第5次）」策定

(3) 計画の位置づけ

障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の位置づけ

<障害者計画>

障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障がいのある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

本計画

<障害福祉計画>

障害福祉サービスの提供に関し、必要なサービス量の見込みやその確保の方策などを定めた実施計画という位置づけになります。

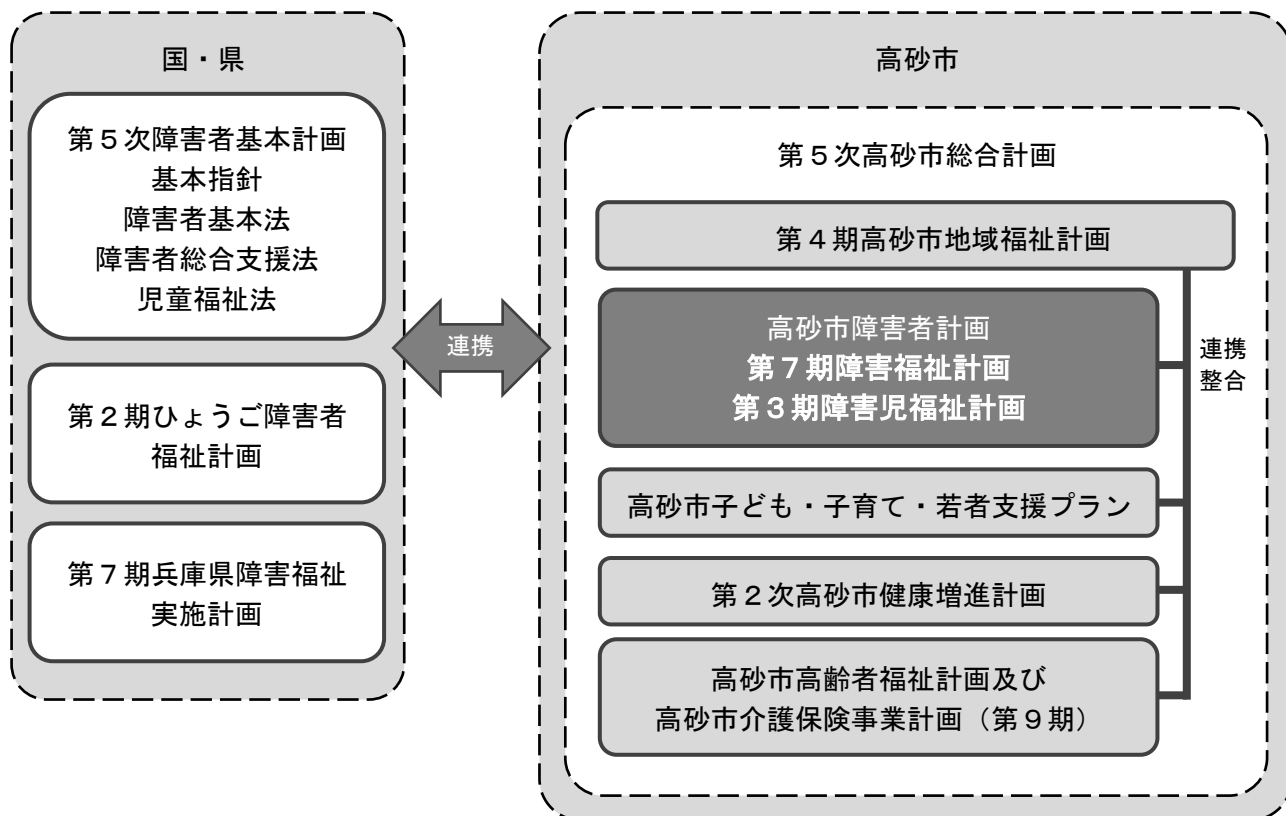
<障害児福祉計画>

障害児通所支援及び障害児相談支援のサービス量の見込みやその確保の方策などを定めた実施計画という位置づけになります。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障がい者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法 (第11条3項)	障害者総合支援法 (第88条)	児童福祉法 (第33条20)
国	障害者基本計画(第5次) (令和5~9年度)	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針 (障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)	
兵庫県	第2期ひょうご障害者福祉計画 (令和4~8年度)	第7期兵庫県障害福祉実施計画 ※令和5年度策定	
高砂市	高砂市障害者計画 (令和3~11年度)	第7期高砂市障害福祉計画 (令和6~11年度)	第3期高砂市障害児福祉計画 (令和6~11年度)
		※障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針が改正され、これまで3年とされていた計画期間を地域の実情によって柔軟な期間設定ができることとなったことから、計画期間を6年に変更する。	

(4) 関連計画

本計画は、国が定める根拠法及び計画に基づくとともに、本市のまちづくりの方針である「第5次高砂市総合計画」及び「第4期高砂市地域福祉計画」を上位計画とし、関連する福祉分野の計画である「高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画（第9期）」「高砂市子ども・子育て・若者支援プラン」「第2次高砂市健康増進計画」との整合性を保ち策定します。



(5) 計画期間

本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢の変化や制度改正等により必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
障害者計画	障害者計画								
障害福祉計画	第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画					
障害児福祉計画	第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画					

(6) 計画の策定体制

① アンケートの実施

本計画の策定にあたり、障がいのある人の生活及び就労状況、福祉サービスの利用状況、利用意向、事業や活動の方向性を把握するため、障がい者団体・事業所等に対してアンケートを実施しました。

② 策定委員会の実施

本計画を実効性あるものとするため、市民や有識者、関係団体、関係機関等で組織された「高砂市障害福祉計画兼障害児福祉計画策定委員会」において、計画の検討を行いました。

③ パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、広く市民の意見を聴くためにパブリックコメントを実施しました。

2. 計画の基本的な考え方

(1) 国の基本理念

市町村及び都道府県が障害福祉計画・障害児福祉計画を定めるにあたり、国の基本指針である「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が令和5年5月19日に改正・告示されました。兵庫県及び高砂市はこの基本指針に基づいて計画を策定します。

基本指針に掲げられた国の基本理念は以下のとおりです。

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑦ 障害者の社会参加を支える取組定着

(2) 第2期ひょうご障害者福祉計画の基本理念

「第2期ひょうご障害者福祉計画」は、令和4年3月に策定された障害者基本法第11条第2項に規定される都道府県障害者基本計画です。障害福祉サービス等の実施計画である「第7期兵庫県障害福祉実施計画」は、国の基本指針と、上位計画であるこの「第2期ひょうご障害者福祉計画」との整合性を保ちながら、令和5年度中に策定される見込みです。

「第2期ひょうご障害者福祉計画」の基本理念は以下のとおりです。

- ① 共生社会の実現
全ての人々が、かけがえのない人として尊重され、地域の一員として安心して暮らし、ともに支え合う社会の実現
- ② 自己決定の尊重
全ての人々が、必要に応じた適切な意思決定支援のもと、自らの決定が最大限に尊重される社会の実現
- ③ その人が望む生活（社会参加の機会）の尊重
全ての人々が、社会のあらゆる活動への参加の機会が保障され、その人が望む生活が尊重される社会の実現

(3) 本計画の基本理念

本計画は、「みとめあい ささえあい 活躍できるまち」を基本理念とする「高砂市障害者計画」の実施計画に位置づけられ、特に「高砂市障害者計画」の5つの基本目標のうち、「雇用・就労の支援」「サービス提供体制の充実」に係る施策の成果目標の設定やサービスの見込み量の算出を行うものです。

(1)(2)の基本理念や「高砂市障害者計画」の基本目標を踏まえ、本計画の基本理念について、下記のとおり定めます。

① 「共生」のまちづくりの推進

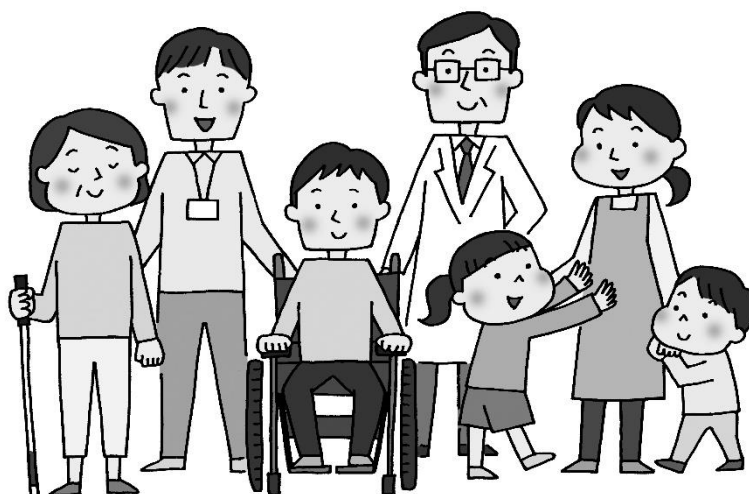
地域住民が障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人が地域の一員として、様々な活動に取り組み活躍することで、地域共生社会の実現を目指します。

② 意思決定の尊重と自立・社会参加の支援

障がいのある人が自ら意思決定し、自立と社会参加をしていくために、必要なサービスや支援の体制づくりを進めます。また、そのための政策、施策の形成・決定過程、計画等策定への当事者を含む市民の主体的な参加を推進します。

③ 地域生活の基盤の整備

行政、医療機関、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、教育機関、関係団体、企業、地域住民等の本市における多様な主体が有機的に連携・協力することで、地域生活の様々な場面に対応した適切な支援やサービスが提供できる環境を整備します。



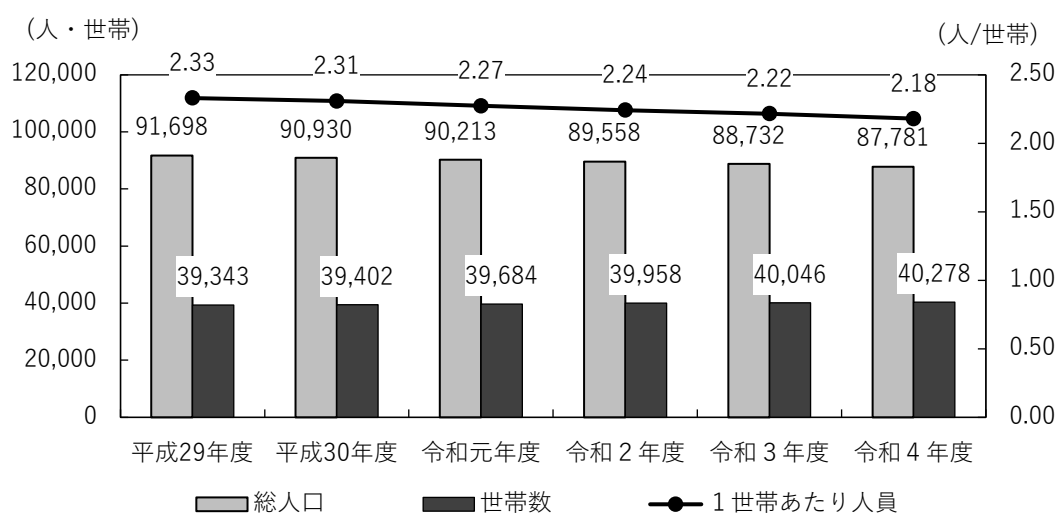
第2章 障がいのある人たちの現状

1. 人口及び障がいのある人の状況

(1) 総人口・総世帯数の推移

- ・本市の総人口は平成29年度以降減少傾向にあり、令和4年度には87,781人と平成29年度と比較し3,917人減少しています。
- ・世帯数は平成29年度以降増加傾向にあるものの、1世帯あたりの人数は減少しています。

【総人口・総世帯数の推移】



資料：住民基本台帳（各年度末時点）

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移（総数・等級別・障がいの内容別）

- ・身体障害者手帳所持者数は、全体的に減少傾向にあり、令和4年度では3,127人となっています。
- ・障がいの等級では、1級が1,054人と最も多く、次いで4級が811人となっています。
- ・障がいの内容としては、各年度とも肢体不自由が最も多くなっていますが、年々減少傾向にあります。一方で、内部障がいは増加傾向にあります。

【身体障害者手帳所持者数の推移（総数・等級別）】

単位（人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	1,093	1,082	1,094	1,075	1,065	1,054
2級	509	508	500	486	473	474
3級	442	421	427	431	403	395
4級	845	850	847	838	807	811
5級	203	207	200	196	205	213
6級	173	166	175	173	180	180
合計	3,265	3,234	3,243	3,199	3,133	3,127

資料：障がい福祉課（事務報告）（各年度末時点）

【身体障害者手帳所持者数の推移（総数・障がいの内容別）】

単位（人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	210	196	199	201	202	212
聴覚・平衡機能障がい	230	231	238	233	243	249
音声・言語障がい	34	35	34	37	37	40
肢体不自由	1,809	1,775	1,747	1,684	1,597	1,542
内部障がい	982	997	1,025	1,044	1,054	1,084
合計	3,265	3,234	3,243	3,199	3,133	3,127

資料：障がい福祉課（事務報告）（各年度末時点）

(3) 療育手帳所持者数の推移（総数・等級別・年齢別）

- ・療育手帳所持者数は、平成29年度以降増加傾向にあり、令和4年度では982人と平成29年度と比較し222人増加しています。
- ・障がいの等級では、B2が大きく増加しています。
- ・年齢別では、18歳未満、18歳以上ともに増加傾向にあります。

【療育手帳所持者数の推移（総数・等級別）】

単位（人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	306	312	313	313	312	318
B1	187	198	201	210	209	210
B2	267	287	346	376	422	454
合計	760	797	860	899	943	982

資料：障がい福祉課（事務報告）（各年度末時点）

【療育手帳所持者数の推移（総数・年齢別）】

単位（人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	253	265	295	314	329	354
18歳以上	507	532	565	585	614	628
合計	760	797	860	899	943	982

資料：障がい福祉課（事務報告）（各年度末時点）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（総数・等級別）

- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和2年度で微減していますが、令和3年度以降は増加に転じています。
- ・障がいの等級では、2級・3級において増加傾向で推移しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（総数・等級別）】

単位（人）

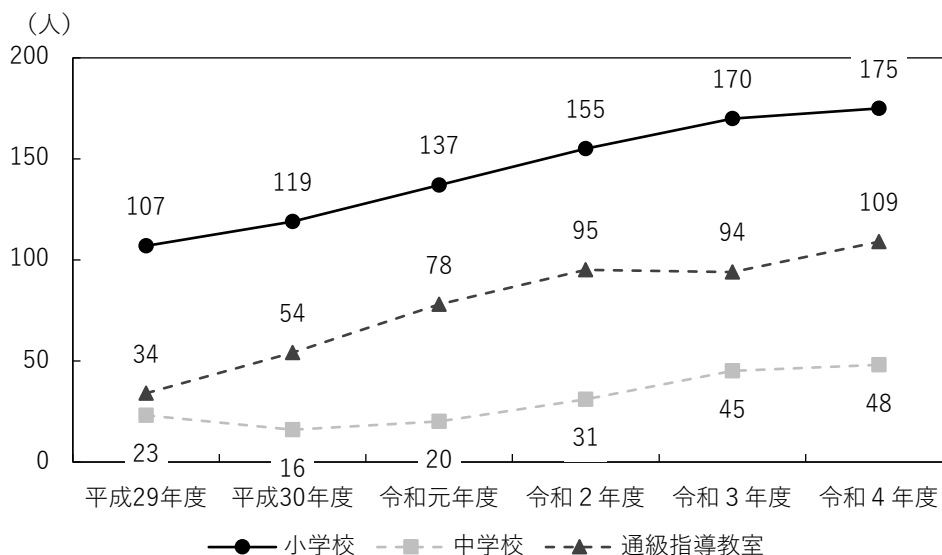
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	83	94	95	80	77	78
2級	322	346	346	361	369	384
3級	145	178	217	203	237	240
合計	550	618	658	644	683	702

資料：障がい福祉課（事務報告）（各年度末時点）

(5) 障がいのある児童・生徒の状況（特別支援学級・通級指導教室・特別支援学校）

・小学校・中学校の特別支援学級に通う児童・生徒数の推移をみると、平成29年度以降小学校は一貫して増加傾向にあり、中学校と通級指導教室は増減があるものの増加傾向で推移しています。

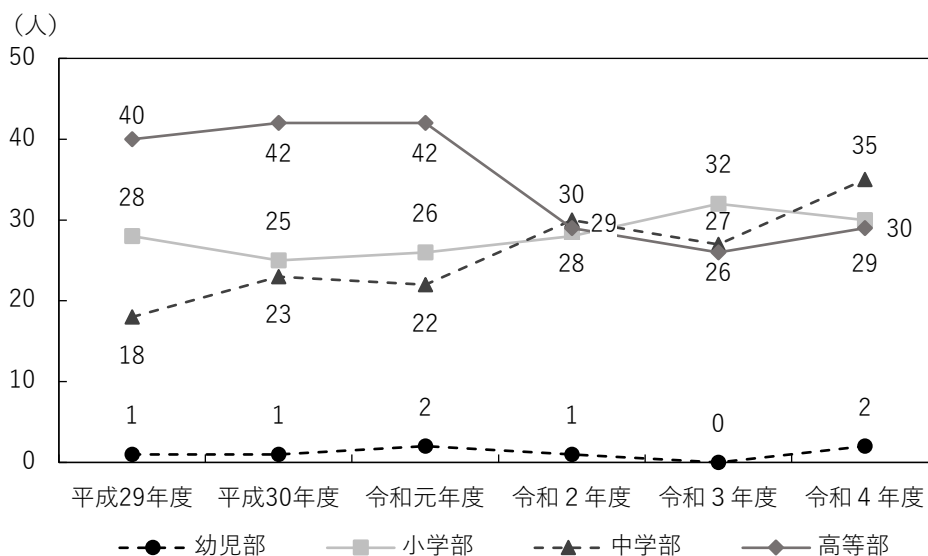
【障がいのある児童・生徒の状況（特別支援学級・通級指導教室）】



資料：高砂市教育委員会（各年度3月1日時点）

・特別支援学校に通う児童・生徒数の推移をみると、幼児部と小学部はほぼ横ばいで推移しているのに対し、中学部は増減があるものの増加傾向で推移しています。また、高校部においては、令和2年度に減少に転じ、その後は横ばいで推移しています。

【障がいのある児童・生徒の状況（特別支援学校）】



資料：高砂市教育委員会（各年度3月1日時点）

(6) 自立支援医療受給者数の推移

- ・自立支援医療（更生医療）受給者数は、令和2年度で143人と最も多くなっていたものの、その後は増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。障がいの内容としては、じん臓障がい最も多くなっています。
- ・自立支援医療（精神通院）受給者数は、増減を繰り返しながら増加傾向で推移しています。

【自立支援医療（育成医療）受給者数の推移】

単位（人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	0	0	0	0
聴覚・平衡障がい	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障がい	1	0	2	1
肢体不自由	2	0	0	0
その他内臓障がい	0	0	0	0
合計	3	0	2	1

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

【自立支援医療（更生医療）受給者数の推移】

単位（人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肢体障がい	12	14	18	22
聴覚障がい	0	0	1	1
心臓障がい	1	0	0	0
じん臓障がい	108	121	119	111
言語障がい	0	0	0	0
免疫機能障がい	4	7	3	3
肝臓機能障がい	1	1	0	0
合計	126	143	141	137

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

【自立支援医療（精神通院）受給者数の推移】

単位（人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	1,340	1,512	1,424	1,483

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

(7) 特定医療費（指定難病・小児慢性特定疾病）認定者数の推移

- ・指定難病患者数は、平成29年度以降増加傾向で推移しています。
- ・小児慢性特定疾患患者数は、増減を繰り返しており、令和4年度で47人となっています。

【特定医療費（指定難病・小児慢性特定疾病）認定者数の推移】

単位（人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定難病患者数	631	677	704	773	744	800
小児慢性特定疾患患者数	36	31	39	48	45	47
合計	667	708	743	821	789	847

資料：兵庫県東播磨県民局 加古川健康福祉事務所 地域保健課（各年度末時点）



2. 市内事業所の状況

本市における各種事業所は次のとおりです。

【障害福祉サービス事業所数】

提供サービス名	令和2年度	令和5年度
居宅介護	8	7
重度訪問介護	7	5
同行援護	4	3
生活介護	8	8
就労継続支援A型	1	3
就労継続支援B型	6	10
短期入所	2	4
共同生活援助	7	9
施設入所支援	2	2
計画相談支援	6	9
地域移行支援	2	3
地域定着支援	2	3

資料：障がい福祉課（各年度6月時点）

【地域生活支援事業所数】

単位（件）

提供サービス名	令和2年度	令和5年度
移動支援事業	5	4
地域活動支援センター	0	0
日中一時支援事業	8	6
訪問入浴サービス事業	1	1
生活訓練事業	1	1

資料：障がい福祉課（各年度6月時点）

【障害児通所支援事業所数】

単位（件）

提供サービス名	令和2年度	令和5年度
児童発達支援	6	6
放課後等デイサービス	10	10
保育所等訪問支援	2	2
障害児相談支援	6	8

資料：障がい福祉課（各年度6月時点）

3. 団体・事業所アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

本調査は、本計画を策定するにあたり、関係する障がい者団体・事業所等の皆様の事業・活動の状況や、高砂市の障害福祉サービスに対するご意見や障がいのある方を取り巻く現状や課題、今後の方向性などに関する意向などをおうかがいし、参考とさせていただくことを目的として実施しました。

(2) 調査概要

- 調査期間：令和5年8月4日（金）～8月25日（金）
- 調査方法：郵送・メールによる配付・回収

対象	配付数	回収数	回収率
団体	17件	14件	82.4%
事業所	39件	30件	76.9%

(3) 調査結果（抜粋）

(1) 療育、保健・医療、教育の充実	
【現状や課題】	
団体	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師不足が課題。 ・医療的ケア児が増えている。 ・福祉制度利用における地域格差の改善。 ・発達障がいにかかわる方々、特に保護者に障がいへの理解が深まっていない。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見後の早期療育体制の構築や市内の拠点が必要。 ・各分野の連携強化とそのための具体的システムの構築。 ・障がい児の発達支援に関するセンター機能を充実させるべき。 ・色々な制度を活用できるように、もっと発信してほしい。
【あれば良いと思う支援・今後の取組方策や方向性】	
団体	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、教育、福祉関係者による協議の場の設置。 ・お互いを知り繋がれる場や、同じ問題やケースを共有して一緒に考える場の確保。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の建て直しまたは移転、リフォームのほか、看護師（保育士兼）の配置。 ・普段からの研修や交流等にて、信頼関係づくりが大切だと感じている。 ・各分野の行政担当者、調整的役割の現場人材を決め、連携のための具体的かつ実行性のある協議会をつくり進めていく。 ・未就学の段階から障がいへの理解を深めていかないと自然差別へつながるのではないかと考えている。

(2) 雇用・就労の支援

【現状や課題】

団体	<ul style="list-style-type: none">・車椅子というだけで就職が困難である。・就労支援が、自立に結びついているのか疑問を感じる。将来に結びつくような広い職種への支援が欲しい。・世の中は「地域で当たり前働き暮らす」という流れが進んできているが、一般企業へ送り出すような支援や訓練を行う所はまだ少ない。
事業所	<ul style="list-style-type: none">・就労支援事業所の存在が認知されていく中、障がいのある人の作業力や、工夫や配慮次第でしっかり働けるということが認知されづらい。・工賃が安い。何年働いても工賃が変わらないのが現状。・就労支援事業所のバリアフリー化が進んでいない。
<h3>【あれば良いと思う支援・今後の取組方策や方向性】</h3>	
団体	<ul style="list-style-type: none">・企業の障がいに対する理解。・様々な職業（手に職をつけるなど）に就ける支援。就労Aと就労B以外に、起業できるような支援の窓口。総合的な支援の強化を望む。・受け入れ側に対して、十分な説明が必要である。
事業所	<ul style="list-style-type: none">・連絡がとれる所については、こちらから積極的に連絡し、情報収集に努めようと思う。地域に、パンフレットが設置できる場所があると良いと思う。・「居場所」として利用されている方でも、時間をかければ徐々に作業能力は上がっている。色んな体験をしてもらい、できる作業を提供し少しでも工賃アップにつなげたい。・無理をさせてはいけませんが、短時間でも外に出て、コミュニケーションを取る、作業をするように取り組んでいきたい。



(3) 福祉サービスの充実	
【現状や課題】	
団体	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい者、特に医ケア児が利用できる短期入所施設、グループホームがない。 ・「障がい者基幹相談支援センター」を知らない人が多い。ひきこもりの人の家族は、悩んでいても相談先を知らない。もっと情報発信をしてほしい。 ・現在の要約筆記通訳派遣の条件が、「聴覚の身障手帳所持者」、派遣場所が「市内のみ」に限定されている。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道であっても段差が多い、点字ブロックに障害物がある。 ・居宅介護事業所など地域生活を支える事業所が不足している。 ・障がいがある方の家族などが、どこに相談したらいいのかわかりにくい。
【あれば良いと思う支援・今後の取組方策や方向性】	
団体	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の発達障がい者でも支援を受けながら生活できる場が欲しい。 ・重度訪問介護の支給条件が厳しいため、条件を改善する。 ・これまではなくても、必要とされる支援を受けることができるサービスの充実。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・個別事情に対するヒアリングを、寄り添い姿勢で行い、サービス量の調整とその効果について客観的にモニタリングする仕組みがあるべき。 ・在宅支援をしっかりと確立していくべきである。それにより、救われる方（家族、本人）はかなり多いと思われる。 ・相談から実行まで一連の支援が必要。

(4) 総合的な推進	
【現状や課題】	
団体	<ul style="list-style-type: none"> ・同程度の障がいでも保護者の支援の仕方によって本人の将来は大きく変わる。障害者団体においては、入会者減少のため、役員のなり手が少なく、今後の運営が困難になりつつある。 ・精神障がい者を雇ってくれる企業の見える化。 ・障がいのある人の生活実態を踏まえた支援が不十分である。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブなまちづくり。 ・グレーゾーンの方、または軽度の障がい者に対する理解を深める必要があると思う。 ・理解が出来ないという壁の分厚さを常に感じている。
【あれば良いと思う支援・今後の取組方策や方向性】	
団体	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいを持っている人もできる、興味を持ったボランティア活動に参加することは、一つの社会参加になるのではと思う。 ・計画相談支援の内容を洗い直し、どうすれば、自立の方向へ向かえるようにできるのか、具体的な相談内容に取り組んでほしいと思う。 ・障がい者の親がもっと遠慮なく活動に参加できるように障がい者を見てほしい。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・学習会の回数を増やし、スタッフの障がいに対する理解度を高めていこうと考えている。 ・市役所からの情報提供や、民生委員・自治会とつながり、地域の中で困っている人を拾っていききたい。 ・幅広く意見を聴く機会を確保しながらその意見の尊重に努めたい。

4. 前計画の実績

(1) 前計画の成果目標

①福祉施設入所者の地域生活への移行

第6期計画の目標値として、令和元年度末時点の施設入所者数 83 人に対し、令和5年度までに地域生活移行者数を5人以上とすること、施設入所者数を82人とすることを目標として決めました。

令和5年度末には地域生活移行者数は5人、施設入所者数は73人となり、目標値を達成する見込みです。

〈目標値〉

施設入所者数		地域生活移行者数の増加		施設入所者の増減	
第6期計画目標値	82人	第6期計画目標値	5人	第6期計画目標値	-1人
令和5年度見込	73人	令和5年度見込	5人	令和5年度見込	-9人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和5年度に保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標としていました。

現在、協議体の設置はありませんが、精神科病院からの退院に際して保健、医療、福祉関係者による会議を行ったケースが令和3年度中に1件、令和4年度中に3件ありました。

精神障がい者のサービス利用者数については、地域移行支援の利用者数以外は目標を達成しています。

〈活動指標〉

【保健、医療・福祉関係による協議の場】

	実績値	目標値	見込値
	令和元年度	令和5年度	令和5年度見込
協議の場の設置	0箇所	1箇所	0箇所
開催回数	未実施	1回	未実施
参加人数	-	10人	-
目標設定及び評価の実施回数	-	1回	-

【精神障がい者のサービス利用者数】

	実績値	目標値	見込値
	令和元年度	令和5年度	令和5年度見込
地域移行支援の利用者数	1人	1人	0人
地域定着支援の利用者数	0人	0人	1人
共同生活援助の利用者数	15人	28人	25人
自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人

③地域生活支援拠点等における機能の充実

近隣市町との連携による整備なども含めて検討を進め、令和5年度末までに1箇所（または複数の施設・事業所等によるネットワークを一つ）整備することを目標としていましたが、現在設置はありません。

〈目標値〉

	実績値	目標値	見込値
	令和元年度	令和5年度	令和5年度見込
地域生活支援拠点等の整備	0箇所	1箇所	0箇所

〈活動指標〉

	実績値	目標値	見込値
	令和元年度	令和5年度	令和5年度見込
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	－	1回/年	－

④福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数においては、目標を達成しているものの、一般就労移行者における就労定着支援利用割合は未達成となる見込みです。

〈目標値〉

	実績値	目標値	見込値
	令和元年度	令和5年度	令和5年度見込
福祉施設から一般就労への移行者数	19人	9人	8人
就労移行支援事業	10人	6人	6人
就労継続支援A型	3人	1人	0人
就労継続支援B型	6人	2人	2人
一般就労移行者における就労定着支援利用割合	5割	5割	2割

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

事業所の閉鎖に伴い、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスが0箇所となりました。その他の目標はすべて達成しています。

また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置しています。

〈目標値〉

	実績値	目標値	見込値
	令和元年度	令和5年度	令和5年度見込
児童発達支援センターの設置	1箇所	1箇所	1箇所
保育所等訪問支援を利用できる体制	有	有	有
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス	1箇所	1箇所	0箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	無	有	有

⑥相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の整備等については、目標をすべて達成しています。

高砂市では、基幹相談支援センターに委託して、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制強化の取組を実施しています。

〈目標値〉

	目標値	見込値
	令和5年度	令和5年度見込
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	5件	5件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	5件	5件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	5回	5回

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質向上に向けた取組については、目標をすべて達成しています。

「区分調査員研修」「監査事務研修」「認定調査員フォローアップ研修」等、県主催の研修に職員が参加し、関係自治体と連携しながら障害福祉サービス等の質の向上に努めています。

〈目標値〉

	目標値		見込値	
	令和5年度		令和5年度見込	
都道府県の実施する研修への市職員の参加人数	2人		6人	
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	有無	有	有	
	回数	1回	1回	

⑧発達障がい者等及び家族への支援体制（活動指標のみ）

「ペアレントトレーニング研修」への参加により、支援プログラム等受講者数、ペアレントメンターの人数は目標を達成しています。また、市の補助金により障がい者団体の活動を支援した結果、ピアサポートの活動への参加人数は目標を達成する見込みです。

〈活動指標〉

	目標値	見込値
	令和5年度	令和5年度見込
支援プログラム等の受講者数	5人	5人
ペアレントメンターの人数	2人	2人
ピアサポートの活動への参加人数	50人	50人

（２）障害福祉サービス等の利用実績

①訪問系サービス

- ・訪問系サービスの利用人数はほぼ横ばいで推移していますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和3年度以降の居宅介護、同行援護の利用時間は計画値を下回りました。
- ・重度訪問介護は、利用人数の増により、利用時間が大きく伸びています。

【訪問系サービスの利用実績】

（月平均）

		利用人数（人）			利用時間（時間）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込値）
居宅介護	実績値	97	95	95	1,397	1,184	1,230
	計画値	95	100	110	1,420	1,300	1,300
	達成率	102.1%	95.0%	86.4%	98.4%	91.1%	94.6%
重度訪問 介護	実績値	2	3	3	399	535	525
	計画値	2	3	3	410	540	580
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	97.3%	99.1%	90.5%
同行援護	実績値	23	21	23	245	250	260
	計画値	25	25	25	250	245	245
	達成率	92.0%	84.0%	92.0%	98.0%	102.0%	106.1%
行動援護	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	1	0	0	10
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

資料：障がい福祉課（令和5年10月現在）

②日中活動系サービス

- ・自立訓練（機能訓練）と自立訓練（生活訓練）は、利用者の地域移行に伴い、利用人数と延べ利用日数がともに減少しています。一方で、就労継続支援A型とB型、短期入所は年々利用人数と延べ利用日数がともに増加しています。

【日中活動系サービスの利用実績】

(月平均)

		利用人数（人）			利用日数（日）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
生活介護	実績値	181	182	184	3,546	3,540	3,550
	計画値	180	185	190	3,600	3,700	3,750
	達成率	100.6%	98.4%	96.8%	98.5%	95.7%	94.7%
自立訓練 (機能訓練)	実績値	4	2	2	56	25	30
	計画値	3	2	2	50	30	30
	達成率	133.3%	100.0%	100.0%	112.0%	83.3%	100.0%
自立訓練 (生活訓練)	実績値	1	0	1	5	0	15
	計画値	1	2	2	65	30	30
	達成率	100.0%	0.0%	50.0%	7.7%	0.0%	50.0%
就労移行 支援	実績値	18	19	15	330	355	330
	計画値	15	20	15	320	380	330
	達成率	120.0%	95.0%	100.0%	103.1%	93.4%	100.0%
就労継続 支援A型	実績値	56	73	75	1,065	1,385	1,425
	計画値	50	55	60	1,000	1,380	1,380
	達成率	112.0%	132.7%	125.0%	106.5%	100.3%	103.2%
就労継続 支援B型	実績値	260	265	270	4,504	4,501	4,700
	計画値	250	260	270	4,500	4,600	4,700
	達成率	104.0%	101.9%	100.0%	100.1%	97.8%	100.0%
就労定着 支援	実績値	9	8	8	—	—	—
	計画値	10	10	10	—	—	—
	達成率	90.0%	80.0%	80.0%	—	—	—
療養介護	実績値	10	10	11	—	—	—
	計画値	10	10	10	—	—	—
	達成率	100.0%	100.0%	110.0%	—	—	—
短期入所	実績値	27	36	38	150	182	190
	計画値	25	30	25	150	180	150
	達成率	108.0%	120.0%	152.0%	100.0%	101.1%	126.7%

資料：障がい福祉課（令和5年10月現在）

③居住系サービス

・共同生活援助の利用人数が増加している一方で、施設入所支援はやや減少して推移しています。

【居住系サービスの利用実績】

(月平均)

		利用人数（人）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込値）
共同生活援助	実績値	63	68	70
	計画値	60	65	70
	達成率	105.0%	104.6%	100.0%
施設入所支援	実績値	77	74	73
	計画値	80	80	80
	達成率	96.3%	92.5%	91.2%
自立生活援助	実績値	0	0	0
	計画値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

資料：障がい福祉課（令和5年10月現在）

④相談支援

・計画相談支援の利用人数は、令和4年度に一時的に減少していますが、増加傾向にあります。
一方で、地域移行支援及び地域定着支援は、横ばいで推移しています。

【相談支援の利用実績】

(月平均)

		利用人数（人）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込値）
計画相談支援	実績値	197	193	215
	計画値	200	210	215
	達成率	98.5%	91.9%	100.0%
地域移行支援	実績値	3	0	0
	計画値	1	0	1
	達成率	300.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	実績値	4	3	3
	計画値	3	3	4
	達成率	133.3%	100.0%	75.0%

資料：障がい福祉課（令和5年10月現在）

(3) 地域生活支援事業等の実績

①地域生活支援事業（必須事業）

ア) 理解促進研修・啓発事業

- ・理解促進研修・啓発事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から令和3年度から4年度は実施されず、令和5年度も実施がない見込みです。

【理解促進研修・啓発事業の実績】

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
理解促進研修・啓発事業	(実績) 実施の有無	無	無	無
	(計画) 実施の有無	有	有	有

資料：障がい福祉課（令和5年10月現在）

イ) 自発的活動支援事業

- ・自発的活動支援事業として、障がい者団体に対する補助金を継続的に実施しています。また、二市二町及び加古川健康福祉事務所と合同で当事者及び支援者参加型の研修会・講演会等の事業を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から令和3年度から4年度については実施がありませんが、令和5年度から再開しています。

【自発的活動支援事業の実績】

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
自発的活動支援事業	(実績) 実施の有無	有	有	有
	(計画) 実施の有無	有	有	有

資料：障がい福祉課（令和5年10月現在）

ウ) 相談支援事業

- ・障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター等機能強化事業を継続的に実施し、基幹相談支援センターを設置しています。

【相談支援事業の実績】

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
障害者相談支援事業	実績値 (箇所)	1	1	1
	計画値 (箇所)	1	1	1
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
基幹相談支援センター等 機能強化事業	(実績) 実施の有無	有	有	有
	(計画) 実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	(実績) 実施の有無	無	無	無
	(計画) 実施の有無	無	無	有
基幹相談支援センター	(実績) 実施の有無	有	有	有
	(計画) 実施の有無	有	有	有

資料：障がい福祉課（令和5年10月現在）

エ) 成年後見制度利用支援事業

- ・成年後見制度利用支援事業として、低所得等の方に対しては、申立費用（市長申立の場合のみ）や成年後見人等の報酬助成制度を実施しています。

【成年後見制度利用支援事業の実績】

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
成年後見制度利用支援事業	(実績) 実施の有無	有 (3件)	有 (1件)	有 (1件)
	(計画) 実施の有無	有	有	有

資料：障がい福祉課（令和5年10月現在）

オ) 意思疎通支援事業

- ・本市では社会福祉協議会に委託して2名の手話通訳者を設置しており、手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、利用回数は増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。

【意思疎通支援事業の実績】

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込値)
手話通訳者設置事業	実績値(人)	2	2	2
	計画値(人)	2	2	2
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実績値(回)	571	494	500
	計画値(回)	500	500	500
	達成率	114.2%	98.8%	100.0%

資料：障がい福祉課（令和5年10月現在）

カ) 手話奉仕員養成研修事業

- ・二市二町で実施している手話奉仕員ステップアップ講座は令和4年度をもって終了となりました。令和5年度からは播磨町と合同で「手話奉仕員スキルアップ講座」を実施し、引き続き手話奉仕員の養成に努めています。

【手話奉仕員養成研修事業の実績】

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込値)
手話奉仕員養成研修事業	実績値(人)	8	5	5
	計画値(人)	15	8	15
	達成率	53.3%	62.5%	33.3%
手話奉仕員ステップアップ講座	実績値(人)	2	2	廃止
	計画値(人)	2	2	—
	達成率	100.0%	100.0%	—
スキルアップ講座	実績値(人)	—	—	19

資料：障がい福祉課（令和5年10月現在）

キ) 日常生活用具給付等事業

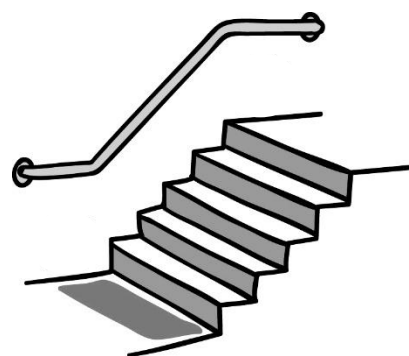
- ・日常生活用具給付事業の実績は、要件に該当する障がい者のニーズに応じて増減を繰り返しながら、おおむね横ばいで推移しています。

【日常生活用具給付等事業の実績】

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込値)
介護・訓練支援用具	実績値(件)	7	4	1
	計画値(件)	7	4	7
	達成率	100.0%	100.0%	14.3%
自立生活支援用具	実績値(件)	16	12	9
	計画値(件)	15	6	15
	達成率	106.7%	200.0%	60.0%
在宅療養等支援用具	実績値(件)	9	6	9
	計画値(件)	10	10	10
	達成率	90.0%	60.0%	90.0%
情報・意思疎通支援用具	実績値(件)	16	12	15
	計画値(件)	15	15	15
	達成率	106.7%	80.0%	100.0%
排せつ管理支援用具	実績値(件)	2,008	2,015	2,000
	計画値(件)	2,000	2,000	2,000
	達成率	100.4%	100.8%	100.0%
居宅生活動作補助用具(住宅改造助成金)	実績値(件)	2	0	1
	計画値(件)	2	0	1
	達成率	100.0%	0.0%	100.0%

資料：障がい福祉課(令和5年10月現在)



ク) 移動支援事業

- ・移動支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に利用時間及び利用人数ともに大きく減少し、その後徐々に回復してきています。

【移動支援事業の利用実績】

(年間)

		利用人数 (人)			利用時間 (時間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
移動支援 事業	実績値	36	40	40	4,207	3,987	4,300
	計画値	30	37	40	4,300	4,050	4,300
	達成率	120.0%	108.1%	100.0%	97.8%	98.4%	100.0%

資料：障がい福祉課（令和5年10月現在）

ケ) 地域活動支援センター機能強化事業

- ・地域活動支援センター機能強化事業について、事業所の就労支援サービスへの移行により、市内での実施はありませんが、高砂市の利用者が通所する市外の地域活動支援センターに対して、補助金を交付しています。

【地域活動支援センター機能強化事業の実績】

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
【市内】 実施箇所数	実績値 (箇所)	0	0	0
	計画値 (箇所)	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
【市内外】 利用者数	実績値 (人)	10	7	6
	計画値 (人)	8	7	8
	達成率	125.0%	100.0%	75.0%

資料：障がい福祉課（令和5年10月現在）

②地域生活支援事業（任意事業）

【地域生活支援事業（任意事業）の利用実績】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
日中一時支援事業	(人/年)	322	288	233
訪問入浴サービス事業	(人/年)	32	32	20
生活訓練事業（訓練ホーム）	(件/年)	1	1	1
福祉ホーム事業	(件/年)	1	1	1
社会参加支援事業（スポーツ教室）	(回/年)	未実施	7	8
社会参加支援事業（声の広報事業）	(人/月)	23	22	22
社会参加支援事業（自動車運転免許取得）	(人/年)	0	2	0
社会参加支援事業（改造費助成事業）	(台/年)	1	1	0
社会参加支援事業 （精神障がい者ボランティア活動支援事業）	(回/年)	未実施	未実施	未実施

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

③在宅福祉事業

【在宅福祉事業の実績】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害者（児）福祉タクシー料金助成事業	(人)	331	373	408
言語発達相談利用者補助金	(人)	79	84	87
心身障害者通園費補助金	(人)	101	100	99
たん吸引器等研修事業補助金	(件)	0	0	0

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

(4) 障害児通所支援等の利用実績

- ・放課後等デイサービスは、利用人数と延べ利用日数がともに年々増加傾向にあります。
- ・児童発達支援及び保育所等訪問支援は、利用人数と延べ利用日数がともに増減を繰り返しながら推移しています。
- ・障害児相談支援は、増減を繰り返しながらも増加傾向にあります。
- ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、令和6年度の設置となります。

【障害児通所支援等の利用実績】

(月平均)

		利用人数(人)			利用日数(日)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
児童発達支援	実績値	55	71	73	458	561	543
	計画値	50	65	70	450	530	600
	達成率	110.0%	109.2%	104.3%	101.8%	105.8%	90.5%
医療型児童発達支援	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	1	0	0	3
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
放課後等 デイサービス	実績値	221	243	250	1,970	2,142	2,200
	計画値	200	240	250	1,900	2,100	2,200
	達成率	110.5%	101.3%	100.0%	103.7%	102.0%	100.0%
保育所等訪問支援	実績値	10	5	6	17	9	6
	計画値	10	4	10	15	8	15
	達成率	100.0%	125.0%	60.0%	113.3%	112.5%	40.0%
居宅訪問型児童 発達支援	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	0	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
障害児相談支援	実績値	63	70	70	—	—	—
	計画値	65	65	70	—	—	—
	達成率	96.9%	107.7%	100.0%	—	—	—
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネ ーターの配置人数	実績値	0	0	0	—	—	—
	計画値	0	0	1	—	—	—
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

資料：障がい福祉課（令和5年10月現在）

第3章 第7期障害福祉計画

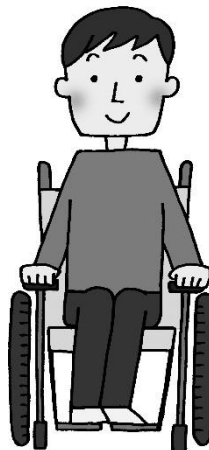
1. 施設入所者の地域生活への移行等

(1) 成果目標

国の指針	令和8年度末までに ○地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上 ○施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減
------	---

項目	数値			考え方
【基準値】 施設入所者数	74人			令和4年度末時点の施設入所者数：[A]
項目	令和 5年度 見込値	令和 8年度 中間目標	令和 11年度 最終目標	考え方
【目標値】 目標年度施設入所者数	73人	70人	-	令和8年度末時点の利用見込：[B]
【目標値】 施設入所者の減少見込	1人	4人	-	令和8年度末までに減少させる数：[C] ([A] - [B])
	-	5.4%	-	※ [A] の5%以上 ([C] / [A])
【目標値】 地域生活移行者数	7人	5人	-	令和8年度末までに減少させる数：[D]
	-	6.7%	-	※ [A] の6%以上が地域移行 ([D] / [A])

※ 国の指針では令和8年度末までの数値目標しか示されていないため、令和11年度末までの最終目標値は、数値目標の発表後に計画見直しにより設定します。



(2) 活動指標

① 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がいや難病等により、日常生活を営むのに支障がある人に、日常生活の支援サービスを提供する居宅介護(ホームヘルプ)費の給付を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスである重度訪問介護費の給付を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人等に対して、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行う同行援護費の給付を行います。
行動援護	知的・精神障がいにより行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護等を行う行動援護費の給付を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障がいのある人を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供する重度障害者等包括支援費の給付を行います。なお、本市ではこれまで利用実績がなかったことから、今後も利用者がいないものと予想されます。

■訪問系サービスの見込量

(月平均)

サービス名		実績値	見込量					
		令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	時間	1,230	1,290	1,330	1,360	1,390	1,420	1,450
	人	95	103	106	109	112	115	118
重度訪問介護	時間	525	580	580	580	770	770	770
	人	3	3	3	3	4	4	4
同行援護	時間	260	270	280	290	300	310	320
	人	23	24	24	24	24	24	24
行動援護	時間	0	10	10	10	20	20	20
	人	0	1	1	1	2	2	2
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0

【実績値：P.21】

【見込量確保のための方策】

訪問系サービスは、障がいのある人の地域生活を支える重要なサービスであり、今後も利用が増加することが見込まれます。ひとりひとりのニーズを丁寧に聞きとりながら、過大・過少にならないよう適切な支給決定を行います。

② 日中活動系サービス

■内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護を要する障がいのある人を対象に、主として日中に障害者支援施設での日常生活の支援や、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行う生活介護費の給付を行います。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力向上のための訓練を有期で行う自立訓練（機能訓練）費の給付を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を有期で行う自立訓練（生活訓練）費の給付を行います。
療養介護	主として日中に病院等の施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助等を行う療養介護費の給付を行います。
短期入所	介護者の病気や家族の休養等のため、障害者支援施設等で日常生活の支援等を行う短期入所（ショートステイ）費の給付を行います。

■日中活動系サービスの見込量

（月平均）

サービス名		実績値	見込量						
		令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
生活介護	日	3,550	3,790	3,830	3,870	3,910	3,950	3,990	
	人	184	190	194	198	202	206	210	
	うち重度障害者数（区分4以上）	人	175	180	190	195	198	200	202
自立訓練（機能訓練）	日	30	45	45	45	45	45	45	
	人	2	3	3	3	3	3	3	
自立訓練（生活訓練）	日	15	15	15	15	15	15	15	
	人	1	1	1	1	1	1	1	
療養介護	人	11	11	11	11	11	11	11	
短期入所（福祉型）	日	188	193	198	203	208	213	218	
	人	37	38	40	42	44	46	48	
	うち重度障害者数（区分4以上）	人	25	25	25	25	25	25	
短期入所（医療型）	日	2	2	2	2	2	2	2	
	人	1	2	2	2	2	2	2	
	うち重度障害者数（区分4以上）	人	1	2	2	2	2	2	

【実績値：P.22】

【見込量確保のための方策】

日中活動系サービスのうち、「生活介護」については特に利用の増加が見込まれます。今後も、高砂市障がい者自立支援協議会及び基幹相談支援センターを通じてニーズの掘り起こしを行うとともに、そのニーズに対応できるよう、各機関と連携及び情報提供を行います。

「短期入所」は介護者の高齢化等により利用者が増加し、40人を超えると見込まれることから、受け入れ体制の充実に向けて、提供体制の確保を図ります。



③ 居住系サービス

■内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に行われる、共同生活を営む住居における相談やその他の日常生活上の援助を行う共同生活援助(グループホーム)費の給付を行います。
施設入所支援	入所施設において、主として夜間に行われる、日常生活の支援を行う施設入所支援費の給付を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した知的障がいや精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補い、適時に適切な自立生活援助費の給付を行います。

■居住系サービスの見込量

(月平均)

サービス名		実績値	見込量					
		令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
共同生活援助	人	70	75	80	85	90	95	100
うち重度障害者数 (区分4以上)	人	26	27	28	29	30	31	32
施設入所支援	人	73	72	71	70	69	68	67
自立生活援助	人	0	1	1	1	2	2	2

【実績値：P.23】

【見込量確保のための方策】

今後も、障がいのある人が身近な地域で暮らすことができるように地域移行を進め、施設入所者の地域移行を進める目標に応じて見込量を設定します。ただし、障がいのある人の実情や状況を第一とし、施設での生活が必要な場合は、「施設入所支援」のサービスができる体制を整えます。

「共同生活援助(グループホーム)」は障がいのある人が必要な支援を受けて暮らす生活の場です。関係団体へのアンケート結果にも、親や本人の高齢化によるニーズの高まりが表れており、精神科病棟からの地域移行のための利用とあわせて、利用者が増加しています。令和11年には100人(令和8年度には85人)に達することが見込まれるため、サービス提供事業者へ新規参入にかかる補助金などの情報提供を行い、提供体制の確保を図ります。

「自立生活援助」は、近隣に事業者がなく、これまで利用者がいない状況です。

④ 相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、サービス等利用計画の作成、支給決定後の計画見直し(モニタリング)を行う計画相談支援費の給付を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する人に対し、地域における生活に移行するための相談及び支援を行う地域移行支援費の給付を行います。
地域定着支援	居宅に単身等で生活する障がいのある人に対し、地域生活を継続していくための支援を行う地域定着支援費の給付を行います。

■相談支援の見込量

(月平均)

サービス名	実績値	見込量						
		令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	人	215	220	225	230	235	240	245
地域移行支援	人	0	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	人	3	4	4	4	4	4	4

【実績値：P.23】

【見込量確保のための方策】

「計画相談支援」は、障害福祉サービスの利用者に対して、サービス利用計画を作成し、サービス提供状況についてモニタリングを行うものです。障害福祉サービスの利用の増加とともに、「計画相談支援」の利用も増加することが見込まれます。事業所へのアンケートでも意見のあるとおり、相談支援専門員の不足が課題となっていることから、資格取得に必要な研修等に関する情報提供を広く行い、地域の相談支援体制の確保を図ります。

地域移行支援及び地域定着支援は、毎年1～4人の利用となっています。今後地域移行を推進するにあたり、必要とする人が両サービスを適切に活用できるよう、引き続きサービスの周知を行います。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 活動指標

国の活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ○保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数 ○保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数 ○保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ○精神障害者のサービス利用者数 (地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練（生活訓練）)
--------	--

●保健・医療・福祉関係者による協議の場

		令和5年度	令和8年度	令和11年度
		見込値	目標値	目標値
協議の場の設置	箇所	0	1	1
開催回数	回	未実施	1	1
参加人数	人	—	10	10
目標設定及び評価の実施回数	回	—	1	1

●精神障がい者のサービス利用者数

		令和5年度	令和8年度	令和11年度
		見込値	目標値	目標値
地域移行支援の利用者数	人	0	1	1
地域定着支援の利用者数	人	1	1	1
共同生活援助の利用者数	人	25	28	31
自立生活援助の利用者数	人	0	0	0
自立訓練（生活訓練）の利用者数	人	1	1	1

3. 地域生活支援の充実

(1) 成果目標

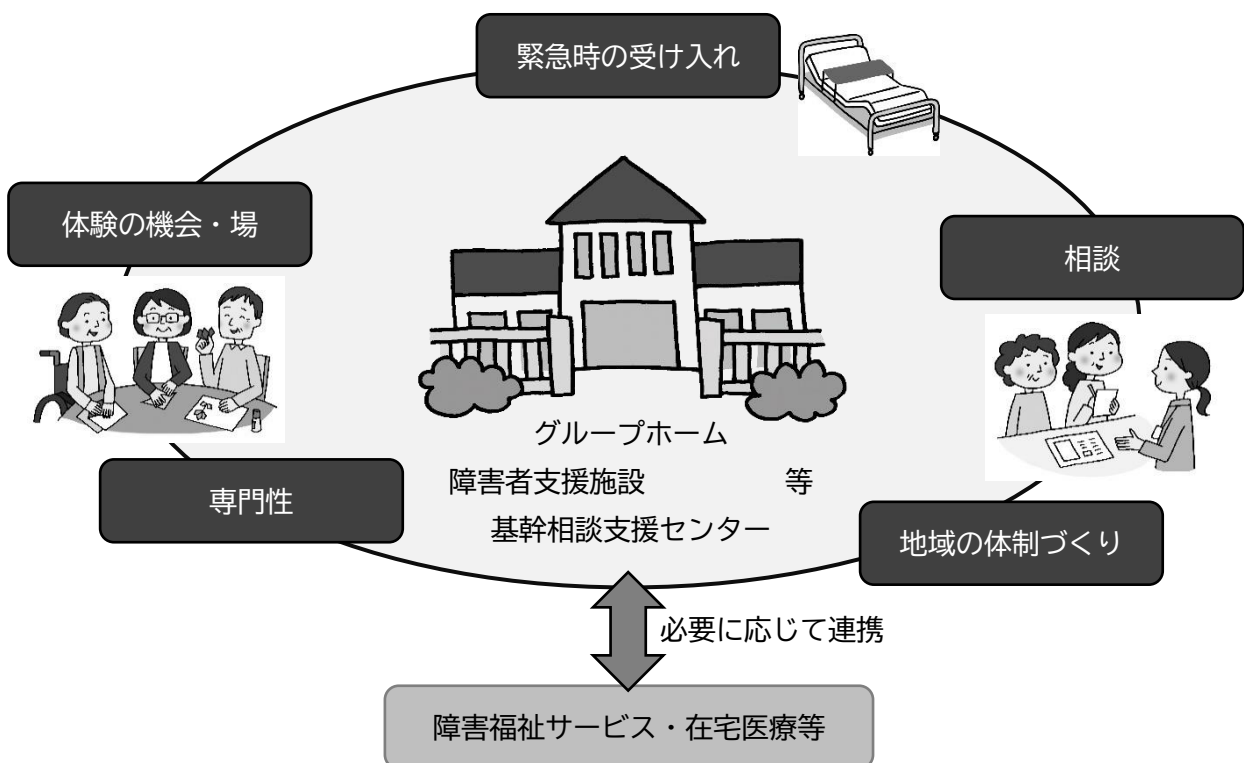
国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ○強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること
------	--

		令和5年度	令和8年度	令和11年度
		見込値	目標値	目標値
地域生活支援拠点等の整備	箇所	0	1	1

(2) 活動指標

		令和5年度	令和8年度	令和11年度
		見込値	目標値	目標値
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	回/年	0	1	1

(地域生活拠点のイメージ)



(出典) 厚生労働省 資料

4. 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 成果目標

国の指針	令和8年度末までに ○一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上 （うち移行支援事業：1.31倍 就労A型：1.29倍 就労B型：1.28倍） ○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上 ○就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 ○就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
------	---

項目	数値			考え方
【基準値】				
福祉施設から一般就労への移行者数	10人			令和3年度の一般就労への移行者数：[A]
就労移行支援事業	7人			令和3年度の実績：[B]
就労継続支援A型	0人			令和3年度の実績：[C]
就労継続支援B型	3人			令和3年度の実績：[D]
就労定着支援	9人			令和3年度の実績：[E]
項目	令和5年度見込値	令和8年度中間目標	令和11年度最終目標	考え方
【目標値】				
福祉施設から一般就労への移行者数	8人	14人	—	令和8年度末までに一般就労へ移行する人の数 ※ [A] の1.28倍以上（[B] / [A]）
就労移行支援事業	6人	9人	—	※ [B] の1.31倍以上
就労継続支援A型	0人	1人	—	※ [C] の1.29倍以上
就労継続支援B型	2人	4人	—	※ [D] の1.28倍以上
就労定着支援	8人	13人	—	※ [E] の1.41倍以上
【目標値】				
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行事業所数	—	1箇所	—	高砂市内の就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数

※ 国の指針では令和8年度末までの数値目標しか示されていないため、令和11年度末までの最終目標値は、国の数値目標の発表後に計画見直しにより設定します。

(2) 活動指標

■内容

サービス名	内容
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適性に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援する就労選択支援費の給付を行います。
就労移行支援	職場実習等、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を有期で行う就労移行支援費の給付を行います。
就労継続支援A型	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行う就労継続支援費の給付を行います。（雇用型）
就労継続支援B型	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行う就労継続支援費の給付を行います。（非雇用型）
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面を含めた課題に対応できるよう、有期で支援を行う就労定着支援費の給付を行います。

■日中活動系サービス（就労系）サービスの見込量

(月平均)

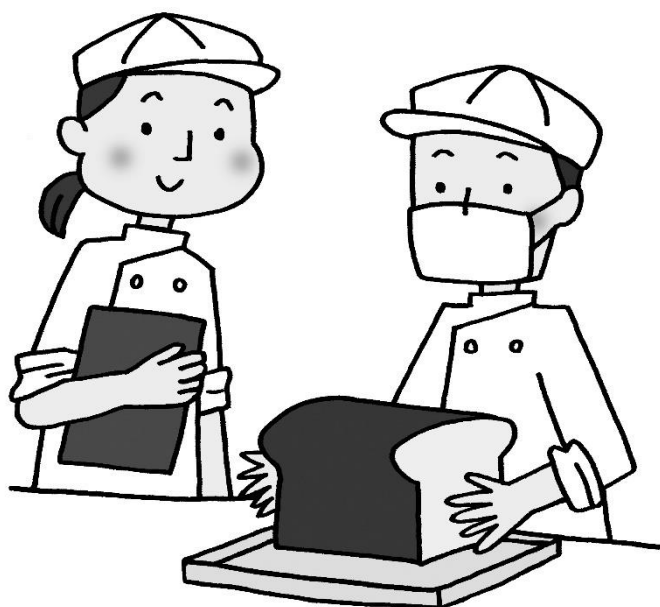
サービス名		実績値	見込量					
		令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就労選択支援	日	—	—	70	140	140	140	140
	人	—	—	10	20	20	20	20
就労移行支援	日	330	340	340	340	340	340	340
	人	15	20	20	20	20	20	20
就労継続支援A型	日	1,425	1,480	1,535	1,590	1,645	1,700	1,755
	人	75	78	81	84	87	90	93
就労継続支援B型	日	4,700	4,800	4,900	5,000	5,080	5,160	5,240
	人	270	280	290	300	308	316	324
就労定着支援	人	8	11	12	13	13	14	14

【実績値：P.22】

【見込量確保のための方策】

関係団体へのアンケートでは、企業や地域の障がい理解が不十分であるという意見もあることから、自立支援協議会で作成している市内就労支援事業所について紹介する冊子を事業所活動の周知や啓発に活用します。また、車椅子利用者や医療的ケアが必要な利用者など、さまざまなニーズに応えた事業所を求める声もあったことから、今後も、高砂市障がい者自立支援協議会及び基幹相談支援センターを通じてニーズの掘り起こしを行うとともに、そのニーズに対応できるよう、各機関と連携及び情報提供を行います。

新たなサービスとして「就労選択支援」が追加される見込みです（利用開始は令和7年10月を予定）。障がいのある人の希望、就労能力、適性等に合った、就労先または就労系サービスの選択ができるよう、サービス提供事業者と連携して、情報提供や利用促進を進めます。



5. 発達障がい者等に対する支援

(1) 活動指標

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）、実施者数（支援者） ○ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数
------	--

		令和5年度	令和8年度	令和11年度
		見込値	目標値	目標値
支援プログラム等の受講者数	人	5	5	5
支援プログラム等の実施者数	人	2	2	2
ペアレントメンターの人数	人	2	2	2
ピアサポートの活動への参加人数	人	50	50	50



6. 相談支援体制の充実・強化等

(1) 成果目標

国の指針	○各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ○協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
------	--

		令和5年度	令和8年度	令和11年度
		見込値	目標値	目標値
基幹相談支援センターの設置の有無	実施の有無	有	有	有

(2) 活動指標

		令和5年度	令和8年度	令和11年度
		見込値	目標値	目標値
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	65	65	65
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	5	5	5
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	件	5	5	5
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	24	24	24
主任相談支援専門員の配置人数	人	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	実施頻度	1	1	1
	参加事業者・機関数	20	20	20
協議会の専門部会	設置数	2	2	2
	実施頻度	8	8	8

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 成果目標

国の指針 ○各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

		令和5年度	令和8年度	令和11年度
		見込値	目標値	目標値
都道府県の実施する研修への市職員の参加人数	人	6	6	6
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	有無	有	有	有
	回数	1	1	1



8. 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

ア) 理解促進研修・啓発事業

■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修及び啓発を通じて地域社会への働きかけを行います。

■理解促進研修・啓発事業の見込量

(年間)

サービス名	実績値	見込量						
		令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有	有

【実績値：P.24】

【見込量確保のための方策】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年度から実施はありません。令和5年度に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症となったことから、令和6年度以降は実施を目指します。

障がいのある人に対する市民の理解や認識を深めるため、また社会問題となっている障がいのある人への差別や虐待を防ぐためにも、各種広報や講演会の開催等を通じた啓発活動をより積極的に推進します。

当事者やボランティア、地域組織等の幅広い参加・協力を得ながら、市民の障がい者理解促進につながる、わかりやすい啓発広報活動を推進します。

また、福祉と教育の連携により、家庭や学校、地域における福祉教育を充実し、すべての市民に向けてノーマライゼーション理念の定着を図ります。

イ) 自発的活動支援事業

■ 内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	共生社会の実現に向け、家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対する支援方策を検討・実施していきます。

■ 自発的活動支援事業の見込量

(年間)

サービス名		実績値	見込量					
		令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有

【実績値：P.24】

【見込量確保のための方策】

障がいのある人やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換したりすることができるピアサポート活動を支援するため、障がい者団体への補助事業を継続実施します。



ウ) 成年後見制度利用支援事業

■ 内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立に要する経費や後見人の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を実施します。

■ 成年後見制度利用支援事業の見込量

(年間)

サービス名	実績値	見込量						
		令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有

【実績値：P.25】

【見込量確保のための方策】

障がいのある人本人や介護する親の高齢化に伴い、成年後見制度の必要性が高まっていることから、障がいのある人やその家族、サービス提供事業者等に対し、本事業の周知・啓発を行います。



工) 意思疎通支援事業

■ 内容

サービス名	内容
手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を仲介する手話通訳者を設置し、意思疎通の円滑化を図ります。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

■ 意思疎通支援事業の見込量

(年間)

サービス名		実績値	見込量					
		令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2	2	2	2
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	回	500	530	530	530	530	530	530

【実績値：P.26】

【見込量確保のための方策】

事業を担っている高砂市社会福祉協議会の協力により、手話通訳者・要約筆記者を必要に応じて派遣し、コミュニケーション手段の確保及び情報保障を図ります。

障害者差別解消法の改正により、令和6年4月より事業者による合理的な配慮の提供が義務化されることから、パンフレット等を用いて啓発を進めます。

関係団体へのアンケートでも意見があるとおり、手話通訳者・要約筆記者ともに人材育成が課題となっています。広報・周知を行い、手話通訳者・要約筆記者の確保と質の向上に努めます。

また、意思疎通支援事業とは異なりますが、令和4年5月公布施行の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」において、情報通信技術の活用なども含め、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進していくことが求められており、本市においてもICT技術を活用した情報アクセシビリティの向上について検討を進めて参ります。

オ) 手話奉仕員養成研修事業

■ 内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との意思疎通支援を目的として、手話奉仕員を養成するための研修を実施し、障がいのある人の社会参加と交流を促進します。

■ 手話奉仕員養成研修事業の見込量

(年間)

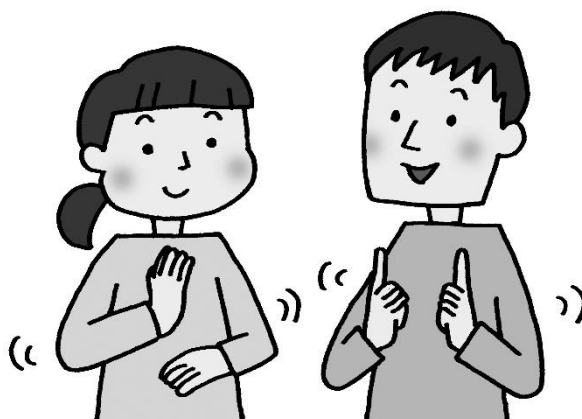
サービス名		実績値	見込量					
		令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話奉仕員養成研修事業	人	5	5	5	5	5	5	5
手話奉仕員スキルアップ講座	人	19	20	20	20	20	20	20

【実績値：P.26】

【見込量確保のための方策】

聴覚障がいのある人に対する情報保障として、手話通訳者の養成研修を実施し、障害のある方の情報アクセシビリティの向上を推進します。

令和5年度からは、これまでの「手話奉仕員ステップアップ講座」に代わり、播磨町と合同で「手話奉仕員スキルアップ講座」を実施し、引き続き手話奉仕員を養成します。



カ) 日常生活用具給付等事業

■ 内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、以下の日常生活用具の給付を行います。
用具の種別	
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いる椅子等。
自立生活支援用具	障がいのある人の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計等、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排せつ管理支援用具	ストーマ装具等、障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品。
居宅生活動作補助用具 (住宅改造助成金)	障がいのある人の居宅生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■ 日常生活用具給付等事業の見込量

(年間)

サービス名		実績値	見込量					
		令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護・訓練支援用具	件	1	7	7	7	7	7	7
自立生活支援用具	件	9	15	15	15	15	15	15
在宅療養等支援用具	件	9	10	10	10	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件	15	15	15	15	15	15	15
排せつ管理支援用具	件	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
居宅生活動作補助用具 (住宅改造助成金)	件	1	1	1	1	1	1	1

【実績値：P.27】

【見込量確保のための方策】

利用希望者や希望内容の把握に努めるとともに、障がいのある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障がい特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。

また、必要な人に必要な支援が行き届くよう、本事業の周知を行います。

キ) 移動支援事業

■ 内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

■ 移動支援事業の見込量

(年間)

サービス名		実績値	見込量					
		令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
移動支援事業	時間	4,300	4,380	4,460	4,540	4,620	4,700	4,780
	人	40	41	42	43	44	45	46

【実績値：P.28】

【見込量確保のための方策】

外出の機会や、外出のしやすさを確保し、障がいのある人の自立生活や社会参加を促進するため、十分な見込量の確保を図ります。

また、重度の障がいのある人への福祉タクシー利用券助成事業について周知します。



ク) 地域活動支援センター機能強化事業

■ 内容

サービス名	内容
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活支援を促進します。

■ 地域活動支援センター機能強化事業の見込量

(年間)

サービス名		実績値	見込量					
			令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
【市内】実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	0	0
【市内外】利用者数	人	6	8	8	8	8	8	8

【実績値：P.28】

【見込量確保のための方策】

障害福祉サービスの利用を希望せず、一般就労が困難な障がいのある人に対し、活動の場の提供とニーズに応じたさまざまなサービスの提供をするため、地域活動支援センターの機能を充実強化させるための補助金を交付します。



(2) 地域生活支援事業（任意事業）・在宅福祉事業

障がいのある人の能力及び適性に応じ、日常生活または社会生活を営むことができるよう、本市独自で地域生活支援（任意事業）または在宅福祉事業として、以下の事業を実施しています。

ア) 地域生活支援事業（任意事業）

■ 内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業を事業所の協力により実施します。
訪問入浴サービス事業	在宅において入浴することが困難な身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、移動入浴車を派遣する入浴サービス事業を事業所に委託することにより継続的に実施します。
生活訓練事業 (訓練ホーム)	知的障がいのある人の家庭や地域での自立生活を支援することを目的として、在宅の知的障がいのある人を対象に一定期間、保護者から独立させ、宿泊による生活訓練を実施するための自立生活訓練施設（訓練ホーム）を設置し、知的障がいのある人の家族等で組織する運営団体等に対し、その経費を補助する事業を実施します。
社会参加支援事業 (スポーツ教室)	視覚障がいのある人、障がいのある児童等にスポーツに親しむ機会を提供することにより、健康増進と生活の豊かさの向上を図るため、スポーツ教室を実施します。
社会参加支援事業 (声の広報事業)	文字による情報の取得が困難な視覚障がいのある人の社会参加の促進を図るため、市の広報等地域で生活する上で必要度の高い情報等をCDに録音し、それを定期的に提供する事業をボランティア団体の協力により実施します。
社会参加支援事業 (自動車運転免許取得・改造費助成事業)	身体に障がいのある人の社会参加、就労を支援するため、自動車運転免許の取得や操向装置及び駆動装置等の自動車改造に要する費用の一部を助成する事業を実施します。

【実績値：P. 29】

イ) 在宅福祉事業

■内容

サービス名	内容
障害者(児)福祉タクシー料金助成事業	社会参加と自立の促進のため、障がい者(児)が移動手段として、タクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成するため、対象者に対し、福祉タクシー利用券を交付する事業を実施します。
言語発達相談利用者補助金	言語の発達上の支障を持ち、なんらかの援助を必要とする18歳未満の児童及びその保護者に対し、言語発達遅滞に関する相談、正しい知識の習得及び指導、言語発達訓練等に要する費用の一部を助成する事業を実施します。
心身障害者通園費補助金	市内在住の障がい者等で、市外にある障害者施設(就労継続支援事業所等)に年間を通じ各月15日以上かつ6箇月以上通っている者またはその保護者に対し、当該施設への通園に要する費用の一部を助成する事業を実施します。
たん吸引器等研修事業補助金	喀痰吸引等を必要とする在宅の障がい者または障がい児の日常生活を支援するため、居宅介護事業者に対し、当該居宅介護事業者の従業員の喀痰吸引等の研修の受講に要する経費等の一部について、補助金を交付する事業を実施します。

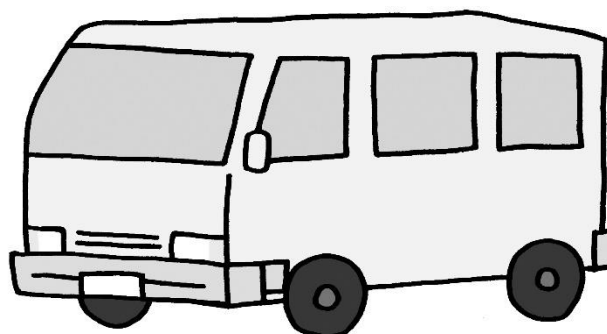
【実績値：P. 29】

【見込量確保のための方策】

地域のニーズに合わせて、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を実施します。

障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、各サービスが記載されている「高砂市障がい者福祉制度の概要」を手帳交付時に配布し、事業の周知を行っています。

高砂市障がい者自立支援協議会等を活用するとともに、日常的にサービス提供事業者や関係機関と連携を図りながら事業を実施します。



第4章 第3期障害児福祉計画

1. 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 成果目標

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上 ○全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築 ○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
------	---

		令和5年度	令和8年度	令和11年度
		見込値	目標値	目標値
児童発達支援センターの設置	箇所	1	1	1
保育所等訪問支援を利用できる体制	有無	有	有	有
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス	箇所	0	1	1
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有無	有	有	有



(2) 活動指標

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行う児童発達支援費の給付を行います。
医療型児童発達支援	通常の児童発達支援に加え、治療を行う医療型児童発達支援費の給付を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施するための放課後等デイサービス費の給付を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がいのある児童が、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対して集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行う保育所等訪問支援費の給付を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がいのある児童等、重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する居宅訪問型児童発達支援費の給付を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援等を利用する障がいのある児童に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う障害児相談支援費の給付を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うためのコーディネーターの配置を目指します。



■障害児通所支援等の見込量

(月平均)

サービス名		実績値	見込量					
		令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童発達支援	日	543	595	610	625	640	655	670
	人	73	75	77	79	81	83	85
医療型児童発達支援	日	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	日	2,200	2,280	2,360	2,440	2,500	2,560	2,620
	人	250	260	270	280	287	294	301
保育所等訪問支援	日	6	12	12	12	15	15	15
	人	6	8	8	8	10	10	10
居宅訪問型児童発達支援	日	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	70	75	80	85	85	85	85
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	1	1	1	1	1	1

【実績値：P.30】

【見込量確保のための方策】

「児童発達支援」「放課後等デイサービス」は、アンケートでも早期療育の観点から利用者の増加を見込む事業所が過半数を占め、今後も利用の増加が見込まれます。障がいのある子どもが必要なサービスを利用できるよう、サービスの内容や事業所の周知を進めます。

当市は近隣自治体に先駆けて児童発達支援センターを設置しており、センターの機能充実のための改修等を行います。

「居宅訪問型児童発達支援」「医療型児童発達支援」については近隣に事業所がなく、利用者がいない状況です。医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、令和6年度から1名配置します。

第5章 計画の推進方策と体制

1. 計画の推進方法

(1) 庁内推進体制の整備

本計画を推進し、障がいのある人が地域で自立した生活を営み、社会に参加していくためには、障害福祉サービス・障がい児に関するサービス等の提供体制の確保や、相談支援体制の構築及び充実、そして地域全体で障がいのある人やその家族を支える体制が必要です。そのため、福祉、保健、医療、教育、市民活動、まちづくり等の多岐にわたる庁内の関係部署と情報を共有し、課題への対策や取組の推進について、連携を図る必要があります。

そして、障がいのある人の高齢化や重度化、障がい特性の多様化により、当人やその家族が抱える課題が、複雑化・複合化している場合があり、分野を超えた総合的・包括的な相談支援体制やサービスの提供体制が必要とされています。そのため、関係部署が連携・協働して協議の場・仕組みづくりを進めます。

また、上位計画である総合計画や地域福祉計画、障害者計画及び関連する福祉分野の各計画の見直しの際には、本計画との整合を図るとともに、連携して施策を推進します。

(2) 市職員の意識や資質の向上

障害福祉の分野は担当部署のみではなく、あらゆる分野の市職員が、その支援や連携に関わる可能性があります。そのため、障がいや障がいのある人に対する正しい知識や専門性を持ち、適切な支援を行うことができる職員が求められています。市職員に対し、障がいや障がいのある人に関して学ぶ機会の提供や、専門性向上のための取組を推進します。

また、情報提供の多様化や異なるニーズへのサポートといったアクセシビリティの向上に努めます。

(3) 国及び県、関係機関等との連携

計画の円滑な推進にあたっては、国及び県の動向を踏まえた適切な施策展開を図るとともに、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援等、様々な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、近隣市町との連携を図ります。

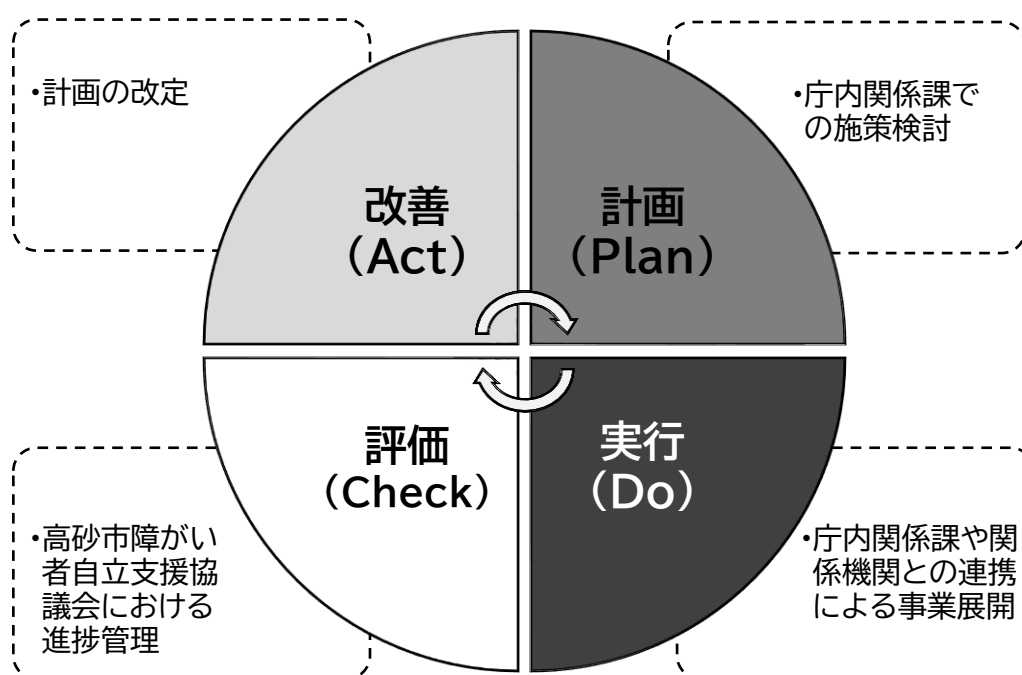
また、保健、医療、福祉、教育、労働、建設等、広範な分野にわたる総合的な施策の展開については、社会福祉協議会、医療機関等の関係機関、民生委員・児童委員、ボランティア、障がい者団体、サービス提供事業者、企業等との連携を密に図り、計画を総合的に推進します。

(4) 高砂市障がい者自立支援協議会を中心としたネットワークの構築

障がいのある人の地域生活支援に向けて、「高砂市障がい者自立支援協議会」を中心としたネットワークを構築します。協議会は、各関係機関の密接な連携の中心となり、多分野を相互につなぎ情報を集約し、総合的な調整を図り、地域全体で障がいのある人を支える体制づくりを推進します。

2. 計画の進捗管理と評価

計画を着実に推進するため、計画の進行状況の取りまとめを行うとともに、高砂市障がい者自立支援協議会での意見聴取を行い、「計画（Plan）－実行（Do）－評価（Check）－改善（Act）」の「PDCAマネジメントサイクル」に基づく、計画の評価・点検を行います。



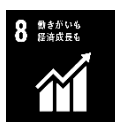
3. SDGsの視点を踏まえた計画の推進

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、2015年に国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通の目標です。

SDGsの考え方とは、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を、統合的な取組として推進しながら、「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、17の国際目標（ゴール）を設定し、すべての国、すべての人が実現に向けて役割を果たそうとするものです。

本計画は、SDGsの17の目標のうち、次の目標の達成に向けた取組を推進するものです。

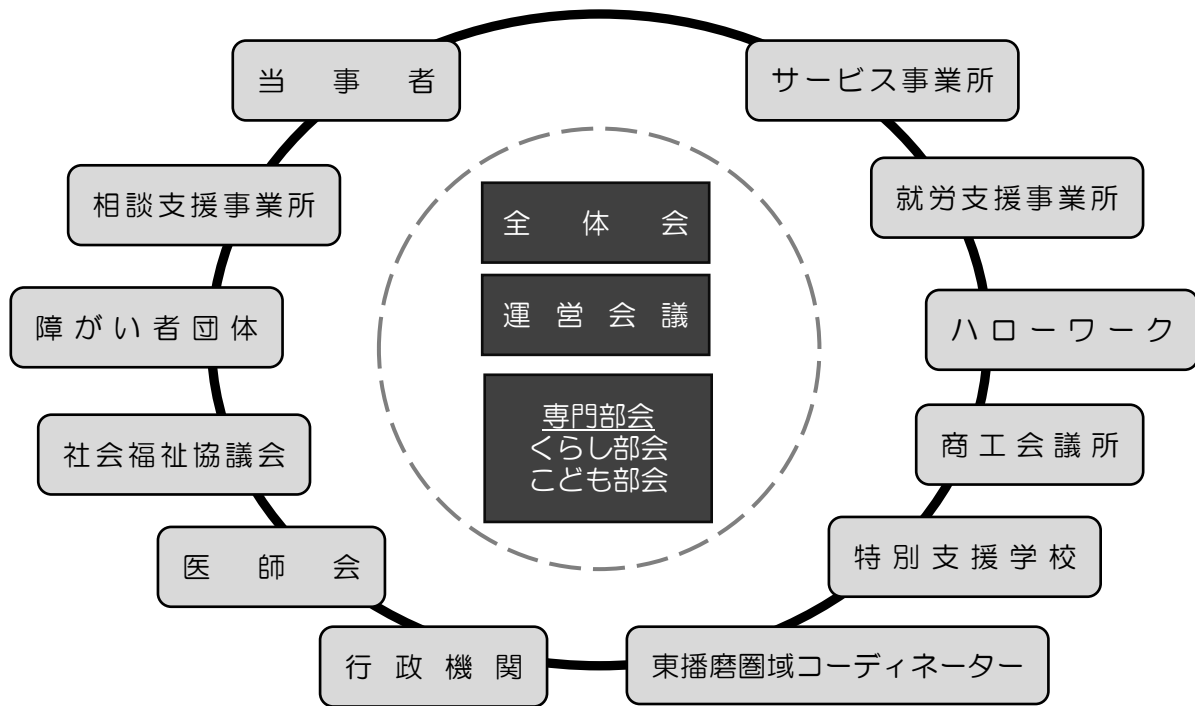
**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



高砂市障がい者自立支援協議会

本市は、「障害者総合支援法」に基づき、関係団体、関係事業所、関係機関により、地域の障害福祉に関するシステムづくりを推進するため、高砂市障がい者自立支援協議会を設置しています。

本協議会は、情報機能、調整機能、開発機能、教育機能、権利擁護機能、評価機能の6つの機能を発揮するものです。協議会には2つの専門部会活動が実施され、障がいのある人の自立支援への協議と支援ツールの作成等の具体的な活動を展開しています。



6つの機能	
情報機能	○困難事例や地域の現状課題等の情報共有と情報発信
調整機能	○ネットワークの構築 ○困難事例への対応協議、調整
開発機能	○地域の社会資源の開発、改善
教育機能	○構成員の資質向上・研修の場
権利擁護機能	○権利擁護に関する取組を展開
評価機能	○相談支援の質の向上

専門部会	
◎くらし部会	○移動支援、防災、障がい者虐待等の検討
◎こども部会	○高砂市における障がい児の課題等の検討

資料編

1. 高砂市障害福祉計画兼障害児福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく第7期高砂市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく第3期高砂市障害児福祉計画（以下これらを総称して「障害福祉計画兼障害児福祉計画」という。）の策定に当たり、幅広い意見を反映させるため、高砂市障害福祉計画兼障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 障害福祉計画兼障害児福祉計画の策定に関し意見すること。
- (2) その他前号に掲げる事項に関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 高砂市障がい者自立支援協議会から推薦された者
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から障害福祉計画兼障害児福祉計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部生活福祉室障がい福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月12日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

2. 高砂市障害福祉計画兼障害児福祉計画策定委員会 委員名簿

区分	関係団体の名称	氏名	備考
障がい者団体	高砂市心身障がい者連絡協議会	寺延 順市	委員長
		田中 清之	
		松山 艶子	
相談支援事業者	高砂市障がい者基幹相談支援センター	濱口 直哉	(兼任)
	高砂市児童発達支援センター (児童学園)	安永 綾	
児童の保護者	児童通所支援事業所利用者の保護者	徳永 百合香	
関係機関・団体	(社)高砂市社会福祉協議会	石原 康愛	副委員長
	加古川障害者就業・生活支援センター	中野 桂	
	兵庫県立東はりま特別支援学校	宇野 和美	
コーディネーター	東播磨圏域コーディネーター (あかりの家)	濱口 直哉	(兼任)
市民	公募	岩崎 靖博	
	公募	山里 護	
行政機関	高砂市福祉事務所	藤井 繁弘	

3. 高砂市障害福祉計画兼障害児福祉計画策定委員会 開催状況

回数	開催年月日	議題
第1回	令和5年8月30日	計画概要について 団体・事業所アンケート調査について 「第7期高砂市障害福祉計画兼第3期障害児福祉計画」骨子案について
第2回	令和5年10月17日	グループインタビュー実施報告について 団体・事業所アンケート調査結果について 「第7期高砂市障害福祉計画兼第3期障害児福祉計画」素案について
第3回	令和6年1月23日	パブリックコメントの結果について 「第7期高砂市障害福祉計画兼第3期障害児福祉計画」案について

第7期高砂市障害福祉計画
兼
第3期障害児福祉計画
(令和6年度～令和11年度)

令和6年3月 発行

発行/高砂市

編集/高砂市 福祉部 生活福祉室 障がい福祉課

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

